

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

＜コーポレートガバナンスに対する基本的な姿勢＞

神戸製鋼グループは、企業価値とは、業績、技術力のみならず事業活動を行う上での株主・投資家、顧客・従業員、地域社会等あらゆるステークホルダーに対する社会的責任への姿勢を含むものであると認識しており、これら全ての向上に真摯に取り組むことが、企業価値の向上につながると考えています。

したがって、コーポレートガバナンスとは、単に組織の形にとどまらず、こうした全ての取組みを実現するための枠組みであると考えおり、枠組みの構築にあたっては、適切なリスクテイクによる企業価値向上に資する体制の整備、ステークホルダーとの協働、資本市場との適切な対話、株主の権利・平等性の確保、透明性の確保といったことが重要と認識しています。

こうした考えのもと、当社は、「企業理念」「企業倫理綱領」「環境経営方針」を定め、事業運営の中で実践しながら、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

＜当社の経営理念等＞

【企業理念・経営ビジョン】

[企業理念]

当社グループは、下記の企業理念のもと、株主、投資家、顧客や取引先、従業員、地域社会など、あらゆるステークホルダーの皆様に対して、企業としての社会的責任を全うできるよう努力を続けることにより、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

・KOBELCOの3つの約束

1. 信頼される技術、製品、サービスを提供します
2. 社員一人ひとりを活かし、グループの和を尊びます
3. たゆまぬ変革により、新たな価値を創造します

・KOBELCOの6つの誓い

私たち神戸製鋼グループに属する全社員は、KOBELCOの3つの約束を果たすために、以下を宣誓します。

1. 高い倫理観とプロ意識の徹底  
私たちは、法令、社内ルール、社会規範を遵守することはもちろんのこと、高い倫理観とプロとしての誇りを持って、公正で健全な企業活動を行います。
2. 優れた製品・サービスの提供  
私たちは、安全かつ安心で、優れた製品・サービスを提供し、社会に貢献します。
3. 働きやすい職場環境の実現  
私たちは、安全で安心して働くことができる職場環境を実現します。  
また、一人ひとりの人格・個性・多様性を互いに尊重し、それぞれが最大限の能力を発揮して生き生きと働ける職場環境を実現します。
4. 地域社会との共生  
私たちは、グループの基盤である地域社会に貢献するよう努めます。
5. 環境への貢献  
私たちは、より豊かで住みやすい社会づくりを目指して、環境に配慮した生産活動を行い、技術・製品・サービスで環境に貢献するよう努めます。
6. ステークホルダーの尊重  
私たちは、顧客、取引先、社員、株主等を含む幅広いステークホルダーを仲間として尊重し、健全かつ良好な関係を築きます。

[中長期経営ビジョン]

当社グループは、2010年4月に「中長期経営ビジョン『KOBELCO VISION “G”』～新しい価値の創造とグローバルな成長を目指して～」を策定し、その実現に向けて取り組んでいます。

中長期経営ビジョン『KOBELCO VISION“G”』とは、多様な素材系、機械系のビジネスで培った神戸製鋼グループならではの知識・技術を更に融合することにより、

- ・グローバル市場において存在感のある企業グループ
  - ・安定収益体質と強固な財務基盤を備え持つ企業グループ
  - ・株主・取引先・従業員・社会と共栄する企業グループ
- の3つを将来の神戸製鋼グループ像として目指すものです。

さらに、2016年4月より、『KOBELCO VISION “G”』を踏襲し、成長戦略を深化・明確化させた新たな中長期経営ビジョン、『KOBELCO VISION “G+”』をスタートしています。

この中で、当社グループは、輸送機の軽量化やエネルギー・インフラなど中長期的に伸張する成長分野に経営資源を集中し、神戸製鋼グループ独自の付加価値をさらに高め、競争優位性を発揮していくことで、素材系・機械系・電力の3本柱の事業を確立するとともに、社会への貢献を目指してまいります。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

### 【4-1-3】

当社は、最高経営責任者等の後継者育成とその監督については、当社の経営陣として必要な知識を習得する場を設け、その研修等の受講状況などについて、取締役会がチェックするとともに、取締役会や経営審議会での発言や職務執行を取締役が監督しており、こうした中から当社の経営の中核を担う人材が育成されるものと考えています。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社はこれまで定めてきた企業理念や企業倫理綱領、その他コーポレートガバナンスに関する様々な取り組みについて、改めて体系立てて整理し、「神戸製鋼所のコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方、取組み」として開示しております。

「神戸製鋼所のコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方、取組み」は、当社ホームページ [http://www.kobelco.co.jp/about\\_kobelco/kobe\\_steel/governance/index.html](http://www.kobelco.co.jp/about_kobelco/kobe_steel/governance/index.html)をご覧ください。

なお、「神戸製鋼所のコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方、取組み」は、有価証券上場規程に定めるコーポレートガバナンス・コードに対する当社の対応状況を示すものでもありますので、添付しております対応状況一覧表も併せてご覧ください。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率 20%以上30%未満

## 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	14,349,200	3.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12,646,400	3.47
新日鐵住金株式会社	10,734,500	2.95
日本生命保険相互会社	10,118,942	2.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	9,871,600	2.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	6,649,000	1.83
株式会社みずほ銀行	6,466,930	1.78
三菱UFJ信託銀行株式会社	5,232,900	1.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	4,962,400	1.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	4,852,500	1.33

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

## 補足説明 更新

株式会社みずほ銀行他2名の連名により、平成28年10月21日付で大量保有報告書が関東財務局長に提出されておりますが(報告義務発生日平成28年10月14日)、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができておりません。なお、当該報告書の内容は以下のとおりです。

株式会社みずほ銀行	所有株式数	6,467千株	発行済株式総数に対する所有株式数の割合	1.77%
みずほ信託銀行株式会社	所有株式数	3,423千株	発行済株式総数に対する所有株式数の割合	0.94%
アセットマネジメントOne株式会社	所有株式数	13,935千株	発行済株式総数に対する所有株式数の割合	3.82%
合計	所有株式数	23,825千株	発行済株式総数に対する所有株式数の割合	6.54%

ブラックロック・ジャパン株式会社他5名の連名により、平成29年3月22日付で大量保有報告書が関東財務局長に提出されておりますが(報告義務発生日平成29年3月15日)、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができておりません。なお、当該報告書の内容は以下のとおりです。

ブラックロック・ジャパン株式会社	所有株式数	6,401千株	発行済株式総数に対する所有株式数の割合	1.76%
BlackRock Life Limited	所有株式数	841千株	発行済株式総数に対する所有株式数の割合	0.23%
BlackRock Asset Management Ireland Limited	所有株式数	1,367千株	発行済株式総数に対する所有株式数の割合	0.38%
BlackRock Fund Advisors	所有株式数	4,301千株	発行済株式総数に対する所有株式数の割合	1.18%
BlackRock Institutional Trust Company, N.A.	所有株式数	4,782千株	発行済株式総数に対する所有株式数の割合	1.31%
BlackRock Investment Management (UK) Limited	所有株式数	1,105千株	発行済株式総数に対する所有株式数の割合	0.30%
合計	所有株式数	18,797千株	発行済株式総数に対する所有株式数の割合	5.16%

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部、名古屋 第一部

決算期	3月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

『関係会社管理規程』に従い、関係会社の行なう重要な意思決定に際しては、当社主管部門・本社部門との協議、重要事項の報告などを義務付けるとともに、一定金額を超える財産処分行為他については、当社の取締役会、社長の事前承認を要求することで、グループ一体運営を図っています。ただし、上場会社については当社からの一定の経営の独立性を確保することが必要であることから、当社が関係会社経営者の独自の判断を拘束することのないように配慮をしています。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	16名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
北畑 隆生	その他												
馬場 宏之	他の会社の出身者								△				
沖本 隆史	他の会社の出身者							△					
宮田 賀生	他の会社の出身者								△				
千森 秀郎	弁護士								○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北畑 隆生		○	丸紅株式会社の社外取締役、セーレン株式会社の社外取締役、日本ゼオン株式会社の社外取締役および学校法人三田学園理事長を兼務しております。  東京証券取引所に独立役員として届け出ております。	社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参与したことはありませんが、行政官としての豊富な経験および高い見識を有する人物であり、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」および「独立役員の基準」に照らして、適任であると判断しております。  同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号に定める事項のいずれにも該当せず、独立役員指定の制度

				の趣旨に鑑みて、社外取締役である同氏を「独立役員」に指定しております。
馬場 宏之		○	当社と同氏が平成15年3月まで業務執行者を務めていた住友ゴム工業株式会社とは取引関係がございますが、住友ゴム工業株式会社の業務執行者を退任して3年以上が経過しており、また、その取引額は、当社の連結総売上高の2%未満です。 東京証券取引所に独立役員として届け出ております。	経営者としての豊富な経験および高い見識を有する人物であり、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」および「独立役員の基準」に照らして、適任であると判断しております。 同氏は、当社の取引先の業務執行者でありましたが、当社と当該取引先との関係は左記の通りであり、同氏の社外取締役としての客観的・公正・中立な判断に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反を生じる恐れはないと判断したため、社外取締役である同氏を「独立役員」に指定しております。
沖本 隆史	○	○	新電元工業株式会社の社外監査役を兼務しております。  同氏は、平成19年4月まで、当社の借入先である株式会社みずほコーポレート銀行(現 株式会社みずほ銀行)の業務執行者でありましたが、当社は同行のほか多数の金融機関と取引を行っており、同行からの借入額は当社の資金調達額全体の10%未満と多くを依存しておらず、また、同行の業務執行者を退任して3年以上が経過しております。  東京証券取引所に独立役員として届け出ております。	金融界における豊富な経験および高い見識を有する人物であり、読み替えて準用する当社の「監査役候補者指名にあたっての考え方」および「独立役員の基準」に照らして、適任であると判断しております。なお、同氏は財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。 同氏は当社の借入先の業務執行者でありましたが、当社と当該借入先との関係は左記の通りであり、また、同行の業務執行者を退任して3年以上を経過していることから、同氏の社外取締役としての客観的・公正・中立な判断に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反を生じる恐れはないと判断したため、「独立役員」に指定しております。
宮田 賀生	○	○	JXTGホールディングス株式会社の社外取締役を兼務しております。  当社と同氏が平成26年6月まで業務執行者を務めていたパナソニック株式会社とは取引関係がございますが、その取引額は、当社の連結総売上高の2%未満であり、かつパナソニック株式会社の連結総売上高の2%未満です。  東京証券取引所に独立役員として届け出ております。	産業界における豊富な経験および高い見識を有する人物であり、読み替えて準用する当社の「監査役候補者指名にあたっての考え方」および「独立役員の基準」に照らして、適任であると判断しております。 同氏は、当社の取引先の業務執行者でありましたが、当社と当該取引先との関係は左記の通りであり、同氏の社外取締役としての客観的・公正・中立な判断に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反を生じる恐れはないと判断したため、社外取締役である同氏を「独立役員」に指定しております。
千森 秀郎	○	○	弁護士法人三宅法律事務所の代表社員、内藤証券株式会社の社外監査役およびローム株式会社の社外監査役を兼務しております。  当社と、同氏が代表社員を務める弁護士法人三宅法律事務所とは、取引関係がございますが、顧問契約はなく、また、当社の同事務所への依頼案件について、同氏は関与しておりません。また、その取引額は当該法律事務所の連結総売上高の2%を遙かに下回っております(1%にも達していません)。  東京証券取引所に独立役員として届け出ております。	社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことは有りませんが、法曹界における豊富な経験および高い見識を有する人物であり、読み替えて準用する当社の「監査役候補者指名にあたっての考え方」および「独立役員の基準」に照らして、適任であると判断しております。 同氏は、当社の取引先である弁護士事務所代表社員であります。当社と当該取引先との関係は左記の通りであり、同氏の社外取締役としての客観的・公正・中立な判断に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反を生じる恐れはないと判断したため、社外取締役である同氏を「独立役員」に指定しております。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	2	2	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助するため監査等委員会事務局を置きます。また、事務局の使用人については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性の確保及び指示の実効性の確保を図るため、その人事異動及び人事評価等を監査等委員会と事前に協議します。事務局の使用人は「監査等委員会監査等基準」に従い、監査等委員会の指示を受けて監査等委員会監査に係る補助業務等を行いません。なお、監査等委員会監査に係る補助業務等の遂行にあたっては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人はこれを妨げず、監査の実効性確保に協力します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査については、独立した監査組織として監査部(兼任含め14名)を設置しています。特にコンプライアンス、環境、情報セキュリティ等の各監査については、それぞれの統括部門が監査部と共同あるいは連携して監査を実施しています。また、監査部は、内部統制部門が実施する統制状況についても監査、確認を行ない、また、その結果をフィードバックするなど連携をとっています。

会計監査については、有限責任 あずさ監査法人に所属する、原田 大輔、東浦 隆晴、俣野 広行の3名の公認会計士が監査業務を執行しています。また、会計監査業務に係る補助者は、同監査法人に所属する公認会計士11名及び公認会計士試験合格者6名、その他4名です。会計監査人は、内部監査部門、内部統制部門との間で適宜情報交換を行ない、監査を行なっています。

なお、内部監査及び会計監査と監査等委員会監査の連携については、監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合をもち、監査体制、監査計画及び監査実施状況等について意見交換を行なうなど緊密な連携を保っています。また、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会う他、監査の実施経過について適宜報告を受けています。加えて、監査等委員会は、内部監査部門から定期的に監査方針・計画を聴取するとともに、内部監査部門、内部統制部門の双方から、適宜コンプライアンスやリスク管理等の内部統制システムの実施状況とその監査結果の報告を受けるなど緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しています。

当社が設置する独立社外取締役会議は、監査等委員である社外取締役および監査等委員でない社外取締役の全社取締役がメンバーとなり、情報の共有化を図っています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	独立社外取締役会議	5	0	0	5	0	0	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	独立社外取締役会議	5	0	0	5	0	0	なし

補足説明

当社は独立社外取締役の機能を最大限に活用すべく、経営陣の指名や報酬に対する客観的な意見の聴取、その他業務執行に関する情報の提供の場として独立社外取締役会議を設置しています。独立社外取締役会議は独立社外取締役のみで構成され、定例会議を四半期に1度、その他必要に応じ臨時会議を開催します。独立社外取締役会議には、適宜、業務執行取締役等が出席し、情報提供・意見交換を行ないます。なお、監査等委員会、内部監査部門、内部統制部門との情報共有等を図るため、独立社外取締役会議の事務局を経営企画部が担い、これを監査部、人事労政部がサポートすることとしています。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役5名全員(うち監査等委員3名)を東京証券取引所に「独立役員」として届け出しています。

(当社の独立役員の基本)

当社の社外取締役は、以下の要件のいずれにも該当しない場合に、独立性を有するものとします。ただし、L)は監査等委員である社外取締役についてのみ適用されるものとします。

A) 現在又は過去における当社グループ(当社及びその子会社をいう。以下同じ。)の業務執行者(業務執行取締役、執行役員及び執行役員その他の使用人をいう。以下同じ。)

- B) 現在又は過去5年間に於いて、近親者(2親等以内の親族をいう。以下同じ。)が当社グループの業務執行者であるもの
- C) 現在又は過去3年間に於ける当社の主要な株主(議決権保有割合10%以上の株主をいう。)又はその業務執行者
- D) 現在又は過去3年間に於ける当社の主要な取引先(直近3事業年度に於ける当社に対する支払額のうち最も高い額が当社の連結総売上高の2%を超える取引先をいう。)又はその業務執行者
- E) 現在又は過去3年間に於いて当社を主要な取引先とする者(直近3事業年度に於ける当社の支払額のうち最も高い額がその者の連結総売上高の2%を超える取引先をいう。)又はその業務執行者
- F) 現在又は過去3年間に於いて当社の資金調達に必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその業務執行者
- G) 現在又は過去3年間に於いて当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(個人の場合には1,000万円/年又は10万ドル/年のいずれか大きい額以上の額のもの、法人、組合等の団体である場合にはその団体の連結総売上高の2%以上の額のもの)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者。但し、当該団体から報酬の支払を受けず、独自に自己の職務を遂行する者を除く。)
- H) 当社の会計監査人である公認会計士、又は当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- I) 直近事業年度に於いて、当社から1,000万円/年又は10万ドル/年もしくは当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄附又は助成を受けている組織の代表者もしくはそれに準ずる者
- J) 当社グループと社外役員の相互派遣の関係(当社グループに在籍する業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ当該他の会社に在籍する業務執行者が当社の社外役員である場合をいう。)を有する会社の業務執行者
- K) 近親者が上記C)~J)(業務執行者については、取締役、執行役員及び執行役員に限り、法律事務所等の専門的アドバイザリーファームに所属する者については、社員及びパートナーに限る。)に該当する者
- L) 以下のa.からc.に該当する者の近親者
- a. 現在又は過去1年間に於ける当社の子会社の非業務執行取締役
- b. 現在又は過去1年間に於ける当社の子会社の会計参与(当該会計参与が法人である場合は、当該法人に所属する公認会計士もしくは税理士)
- c. 過去1年間に於ける当社の非業務執行取締役

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

以下の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」にあわせて記載しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、株主総会事業報告で社内取締役および社外取締役の別に各々の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定の考え方】

当社は、中長期的な企業価値向上を図り、各々の役員がその果たすべき役割を最大限発揮するためのインセンティブとして報酬制度を有効に機能させることを目的として、役員報酬制度を以下のとおりといたします。

1) 役員の報酬制度の基本方針

- ・当社の持続的発展を担う優秀な人材を確保し、適切に報奨することができる制度であること
- ・広くステークホルダーと価値観を共有し、短期的な成長のみならず中長期的な成長の追求を促すことができる制度であること
- ・連結業績目標の達成を動機づけていくにあたり、各々の役員がその果たすべき役割を最大限発揮するべく、事業ごとの特性を十分に考慮した制度とすること
- ・報酬制度の在り方、見直しの必要性については、独立社外取締役全員を構成員とする独立社外取締役会議の意見を聴取して検討し、報酬決定に係る判断の客観性や透明性を確保すること

## 2) 報酬体系

- ・当社の役員報酬(監査等委員である取締役の報酬を除きます。)は、固定給としての基本報酬と、単年度の業績目標達成度に連動する業績連動報酬、ならびに株主の皆様と価値観を共有することを目的とする株式報酬を基礎とした中長期インセンティブ報酬で構成します。その職責に鑑み、非常勤の社内取締役および社外取締役は業績連動報酬の対象外とし、社外取締役は中長期インセンティブ報酬の対象外とします。
- ・業績連動報酬の標準額は役位毎に基本報酬の25～30%程度、中長期インセンティブ報酬の単年度付与価値は役位毎に基本報酬の25～30%程度に設定します。
- ・当社の監査等委員である取締役の役員報酬はその職責に鑑み固定給としての基本報酬のみとします。

## 3) 業績連動の仕組み

- ・業績連動報酬は、親会社株主に帰属する当期純利益(以下、「当期利益」といいます。)および各事業部門毎の当期利益を評価指標とし、支給額を決定することとします。評価に用いる目標水準は、中期経営計画に掲げた「連結ROA 5%以上」となる全社の当期利益の水準を基礎として設定します。また、各事業部門も同様に「各事業部門毎のROA 5%以上」となる各事業部門毎の当期利益の水準を基礎として各事業部門毎の目標水準を設定し、全社および各事業部門の目標水準、それぞれの目標達成度に応じて、役位毎の標準額に0～200%の係数を乗じて支給額を決定することとします。
- ・中長期インセンティブ報酬は、役員の企業価値の持続的な向上に対する貢献意識を高めることを目的に、役員株式給付信託(Board Benefit Trust)と称される仕組みを採用します。当該制度に基づく給付については、役位毎に設定された基準ポイント数に、毎期の全社の当期利益および配当実施状況に応じて0～100%の係数を乗じたポイント数を付与し、信託期間中の3年毎の一定日に、付与されたポイント数に応じて当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を給付します。

## 4) 報酬水準の決定方法

- ・外部の専門機関による役員報酬調査データ等に基づき、当社の企業規模、ならびに役員が果たすべき職責に見合う報酬水準となるよう設定します。

## 5) 報酬の方針の決定・検証方法

- ・取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の報酬制度に関する方針は取締役会決議にて、監査等委員である取締役の報酬の方針は監査等委員全員の協議により決定します。
- ・報酬制度の在り方、また見直しの必要性については、独立社外取締役全員を構成員とする独立社外取締役会議の意見を聴取して検討し、見直しが必要と判断される場合は、制度設計の見直しを取締役に上程し、取締役会にて決議します。

なお、株主総会の決議に基づき、各報酬の合計額については以下のとおりと定めています。

- ・取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬
  - 基本報酬の支給限度額 1事業年度当たり総額650百万円以内
  - 業績連動報酬の上限額に相当する支給限度額 1事業年度当たり総額350百万円
  - 監査等委員である取締役の報酬 1事業年度当たり総額132百万円 \*基本報酬のみ

株式報酬制度の詳細については、当社ホームページ(<http://www.kobelco.co.jp>)プレスリリース欄 平成28年4月28日付「取締役等に対する株式報酬制度導入について」をご覧ください。

## 【社外取締役のサポート体制】

監査等委員である社外取締役については、監査等委員会の職務を補助するため監査等委員会事務局を置いております。監査等委員会の運営事務および監査等委員会への重要な意思決定案件の資料の事前配布も含めた情報連絡や監査等委員会から要請された情報の収集、社内関係部門への情報伝達等を行なっています。

また、取締役会に付議される事項については、必要に応じて、担当部門より監査等委員会に事前説明を行なっています。

監査等委員でない社外取締役については、取締役会に付議される事項について、経営企画部より事前説明を行なっています。

このほか、社外取締役の機能を最大限に活用すべく、経営陣の指名や報酬に対する客観的な意見の聴取、その他業務執行に関する情報の提供の場として独立社外取締役会議を設置しています。

独立社外取締役会議は独立社外取締役のみで構成され、定例会議を四半期に1度、その他必要に応じ臨時会議を開催します。

独立社外取締役会議には、適宜、業務執行取締役等が出席し、情報提供・意見交換を行ないます。

なお、監査等委員会、内部監査部門、内部統制部門との情報共有等を図るため、独立社外取締役会議の事務局を経営企画部が担い、これを監査部、人事労政部がサポートすることとします。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### (1) 会社の機関の内容

#### 1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の構成

取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、定款上の員数である15名以内とし、取締役会における実質的な議論を確保しつつ、取締役の多様性にも配慮した適切な人数で構成しています。

会長、社長の他、本社部門、事業セグメントおよび技術開発部門を統べる業務執行取締役などをメンバーとします。

ただし、活発な議論や適切な意思決定と監督をより高めるためには、社外の公正中立な視点や少数株主をはじめとするステークホルダーの視点を反映することが不可欠であるため、社外取締役を複数名招聘することを基本としており、現在、監査等委員でない社外取締役を2名招聘しています。

この社外取締役は、毎月開催される取締役会へ出席し、会社の持続的な成長のために必要な社外の公正中立な意見や少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を踏まえた適切な助言とこうした観点に基づいた議決権の行使、取締役会の監督、会社と経営陣の間の利益相反の監督の役割を担っております。

#### 2) 監査等委員である取締役、監査等委員会の体制

監査等委員会は、会社法上、3名以上置き、そのうち過半数を社外取締役とすることが義務付けられておりますが、当社は、より透明性・公正性が担保され、監督機能が果たされるよう、5名の監査等委員を置き、そのうち3名は法曹界、金融界、産業界出身の社外監査等委員で構成します。監査等委員会は、取締役会と協働して当社の監督機能の一翼を担い、株主の付託を受けた機関として、企業集団を含む当社の健全で持続的、かつ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを目的として、次



の取組みを行ないます。

- ・監査等委員会は、当社の透明・公正な意思決定を担保するとともに、当社の迅速・果断な意思決定が可能となる環境整備に努め、取締役または使用人に対し積極的な意見の表明に努めます。
- ・監査等委員会の職務執行が円滑に行なわれるよう、常勤の監査等委員を監査等委員会にて指名します。
- ・常勤の監査等委員は、選定監査等委員に選任され、常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備および社内の情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの整備状況を日常的に監査します。また、職責の遂行上知り得た情報を、他の監査等委員と共有します。
- ・監査等委員である社外取締役は、その独立性、選任された理由等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、取締役会等に対して忌憚のない意見を述べます。
- ・監査等委員には、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものを少なくとも1名は配します。
- ・監査等委員は、監督機能の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、常に自己研鑽に努め、当社は、監査等委員がその役割と責務を十分に理解するための機会を確保できるように支援を行ないます。

### 3) 取締役会と執行機能

取締役会は、重要な業務執行その他法定の事項につき審議・決議と業務執行の監督を担います。

ただし、取締役会が迅速な判断を阻害しないよう取締役会での審議基準を定め、一定の範囲で社長以下の業務執行の責任者に権限を委譲しています。

加えて、業務を執行する取締役を補佐する者として執行役員をおき、経営の委任と迅速な経営判断の実施ができる体制としています。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)および執行役員の任期は、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、1年としています。

### 4) 独立社外取締役会議の設置

当社は独立社外取締役の機能を最大限に活用すべく、経営陣の指名や報酬に対する客観的な意見の聴取、その他業務執行に関する情報の提供の場として独立社外取締役会議を設置しています。

独立社外取締役会議は独立社外取締役のみで構成され、定例会議を四半期に1度、その他必要に応じ臨時会議を開催します。

独立社外取締役会議には、適宜、業務執行取締役等が出席し、情報提供・意見交換を行ないます。

なお、監査等委員会、内部監査部門、内部統制部門との情報共有等を図るため、独立社外取締役会議の事務局を経営企画部が担い、これを監査部、人事労政部がサポートすることとしています。

### (2) 取締役候補者の指名の考え方

当社は、当社の取締役が株主から負託を受けた役割を果たすために必要な資質および社外取締役については独立役員の見準について、当社としての考え方を取りまとめ、公表しております。候補者の指名にあたっては、この考え方に沿って候補者を指名しています。

(取締役(監査等委員である取締役を除く。))候補者指名にあたっての考え方

当社の取締役は株主から負託を受けた役割を果たすため、以下の資質を持つ人物が望ましいと考え、この考え方に沿って候補者を指名します。

- A) ステークホルダーに配慮し、社会的責任を全うすると同時に、企業価値の向上に取り組むという当社の企業理念、経営ビジョンを十分に理解し、その実践に努めることができること
- B) 自身のキャリアを踏まえて事業、職務への深い知見を有すると同時に、経営資源の分配をはじめ、重要な経営事項の決定に際し、素材系、機械系、電力供給といった多岐にわたる当社の事業間のシナジー効果を十分に発揮できるよう、柔軟かつバランスの取れた判断ができること
- C) 変化の激しい環境において、迅速かつ果断な判断ができること
- D) 取締役会の一員として、他の取締役に對し、積極的な提言、示唆を実施できること
- E) なお、社外取締役については、社外の公正中立な意見を取締役会の決議に反映させることで、適切なリスクテイクを後押しし、当社の中長期的成長をサポートすることができる人物が望ましいことから、上記A)乃至D)に加えて、以下の条件を満たすことを求めます。
  - a. 豊富な経験と高い見識を有し、その経歴等に鑑みて、客観的・公正・中立な判断ができること
  - b. 特に、当社の経営ビジョン・経営計画の推進にあたり必要なグローバルな知見もしくは当社の営む事業分野に対する知見があること
  - c. 当社の定める独立役員の見準を満たすこと

(監査等委員である取締役候補者指名にあたっての考え方)

当社の監査等委員である取締役は株主から負託を受けた役割を果たすため、以下の条件を満たす人物が望ましいと考え、この考え方に沿って候補者を指名します。

- A) 当社の多岐にわたる事業特性を十分に理解したうえで、会社法に定める職責・機能にもとづき適正な監査・監督ができること
- B) 適法性監査にとどまらず、企業価値向上に資するよう、経営の妥当性にまで視野を広げ、取締役会で積極的な発言等ができること
- C) 監査等委員であることを踏まえて、取締役としての権限を適正に行使できること
- D) なお、少なくとも1名は財務及び会計に関する相当程度の知見を有する人物の登用を基本とします。
- E) また、監査等委員である取締役については、様々な視点から監査・監督機能が発揮されるよう法曹界、金融界、産業界等幅広い分野の出身者からそれぞれ招聘することを基本とし、その上で、その知見を活かして、監査等を通じて得た情報をもとに、適切なリスクテイクを後押しし、当社の中長期的成長をサポートすることができる人物が望ましいことから上記A)乃至C)に加えて、以下の条件を満たすことを求めます。
  - a. 豊富な経験と高い見識を有し、その経歴等に鑑みて、客観的・公正・中立な判断ができること
  - b. 当社の定める独立役員の見準を満たすこと

### (3) 業務執行の仕組み

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)が業務執行の中核として主要な事業部門の業務執行を統括し、これらの取締役の指揮の下で執行役員が業務の執行を分担します。当社の執行役員は、法定の機関ではありませんが、取締役会で選任され、取締役会にて委嘱された業務を執行する重要な役職であると位置付けます。こうした体制のもと、事業戦略等経営に関する方向性や取締役会付議事項を審議する場として「経営審議会」(月2回開催)を開催します。経営審議会のメンバーは、本社部門、事業セグメント及び技術開発部門を統べる業務執行取締役及び経営企画部担当執行役員、社長の指名する執行役員ならびに常勤の監査等委員である取締役1名の常任メンバーに加え、案件毎に指名されるメンバーで構成します。

経営審議会は、決議機関ではなく、各事業部門、当社グループの業務執行に対し多方面からの考察を加えることを目的とした闊達な議論の場として位置付け、審議された事項は、取締役会に決議事項もしくは報告事項として上程します。

また、業務を執行する取締役、執行役員及び技監並びに社長の指名する関係会社の社長及び役員を構成員とする「役員連絡会」(四半期に1回開催)を置きます。

「役員連絡会」は経営に関する重要な事項について情報の共有化を図る場であり、加えて、当社グループ一体経営・業務執行に必要な様々な知

識の取得と適切な更新等の研鑽のために社内外から講師を招聘した研修を実施する場としても位置付けます。

このほか、必要に応じ、当社の経営全般に及ぼす影響度が高い事項を、社長又は上位職位の諮問を受けて関係者が審議する場として委員会を設けます。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役とは、取締役会の決議により、会社法第427条第1項及び当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としています。

#### (5) 定款における取締役・株主総会に関する特別の定め

取締役に関しては、当社定款上、以下の特別の定めを置いています。

1) 第19条第2項で、取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なうとの定めを置いております。また、同条第3項でその決議は累積投票によらない旨を定めています。

2) 職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第29条第1項及び附則で、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める取締役(取締役・監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができるとの定めを置いています。

3) 定時株主総会の決議を待たず柔軟かつ機動的に事業活動の成果である利益を株主に分配することで機動的な資本政策を実現可能とするため、取締役の任期を1年とするなどの要件を満たす会社において、定款の定めにより剰余金の配当等(自己株式の取得を含む。)の決定機関を取締役会とすることが認められていることから、当社定款第35条に「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」との規定を置いています。

また、株主総会の円滑な運営を行なうことを目的として、当社の定款第15条第2項の定めにより、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なうとの定めをおいています。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

需要分野、事業環境、商流、規模などが異なる広範囲なセグメントによる複合経営を進め、そのシナジー効果を発揮させることが当社の企業価値の源泉であり、持続的成長の礎となる技術開発やイノベーションの追求は、現場と一体となった議論無くしては達成できないと当社は考えております。

さらに、複合経営の推進には、多岐にわたる事業に対するリスク管理や経営資源の分配などにつき、活発な議論や適切な意思決定を行なうと同時に、機動的な業務執行の監督を取締役会が行なうことが必要であり、そのためには、監督と執行を完全には分離せず、業務執行側に対する正しい理解を持ったメンバーが取締役会に参画することが望ましいと考えております。

こうした考えのもと、当社はこれまで、当社の幅広い事業に対する充実した監査を行なうために、監査役がそれぞれ調査権限を持つ監査役設置会社を選択してまいりましたが、監督機能のさらなる強化、経営に関する意思決定の迅速化を図るため、監査を担当する者が、取締役会において議決権を有する監査等委員会設置会社に平成28年6月22日付で移行いたしました。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より約1週間程度の早期発送。
集中日を回避した株主総会の設定	実施している。
電磁的方法による議決権の行使	実施している。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向けの議決権電子行使プラットフォームに参加。
招集通知(要約)の英文での提供	作成している。
その他	招集通知のホームページ掲載。(招集通知発送日の1週間前)

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年間4回程度実施(決算の発表等にあわせて実施。)	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、IR説明会資料等の掲載。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的ではないが、個人投資家向け説明会を実施。</li> <li>定期的説明会は開催していないが、海外投資家との個別面談は随時実施。</li> <li>年に2回程度、株主向け見学会を開催(参加者は希望者から抽選で決定。)</li> <li>機関投資家などからの取材には随時対応。</li> </ul>	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループ企業理念の下、『企業倫理綱領』にてステークホルダー(利害関係人)の立場を尊重し、顧客、取引先、社員、株主等を含む幅広い社会との健全で良好な関係維持に努めることを定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR委員会、環境経営委員会の設置。 「環境・社会報告書」の作成、公開。 兵庫県下の森林整備活動への参画。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時開示体制について社内規程を定め、重要な会社情報を適時適切に開示する体制を構築しております。 資本市場との積極的な対話に向けた取組み、当社の姿勢、対話の体制につき、「神戸製鋼所のコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方、取組み」として、当社ホームページにおいて開示しております。 <a href="http://www.kobelco.co.jp/about_kobelco/kobesteel/governance/index.html">http://www.kobelco.co.jp/about_kobelco/kobesteel/governance/index.html</a>

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制およびその他業務の適正を確保するための体制は、以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令等を遵守するための具体的な企業行動指針を定めた『企業倫理綱領』をコンプライアンスの規範・基準とする。また、当社及び主要グループ会社において、取締役会の諮問機関として外部委員を入れた「コンプライアンス委員会」を設置する他、外部の弁護士を受付窓口とする「内部通報システム」を導入するなど、外部からのチェックを組み込んだ法令遵守体制を構築する。

(2) 財務報告の適正性確保のための体制整備

『財務報告に係る内部統制基本規程』に従い財務報告の適正性を確保するための社内体制を整備する。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

『取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する規程』に従い、適切に取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行なう。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

『リスク管理規程』を策定することにより、業務の適正と効率性を確保する。『リスク管理規程』は、当社事業を取り巻くリスクについて、各部門が個別のリスク項目を抽出し、その抽出されたリスク項目に対して予防保全策及びリスク顕在時の対応手順を定める他、リスク管理のモニタリング体制のあり方について規定するものである。『リスク管理規程』に定める「リスク管理基準」は、適宜その内容を見直すこととする。また、この体制については、内部監査部門により適切性及び有効性の検証を実施する。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は「監査等委員会設置会社」であるが、より「透明性」「公正性」が確保された経営体制を実現すべく、当社グループのコーポレートガバナンス機能の中心となる当社取締役会に監査等委員である取締役に加えて監査等委員でない社外取締役を選任する。また、「迅速」な意思決定に加えて、事業ユニット間での情報共有・連携などグループの総合力を最大限発揮していくための経営システムとして「事業部門制」を採用している。主要な事業部門では取締役が業務執行を統括し、その指揮の下で取締役会が選任した執行役員が業務を執行する。この他、事業戦略等経営に関する方向性や取締役会付議事項を審議する場として「経営審議会」を開催する。また、業務を執行する取締役、執行役員及び技監並びに社長の指名する関係会社の社長及び役員を構成員とする「役員連絡会」を置き、経営に関する重要な事項について情報の共有を図る。

(6) 会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

『関係会社管理規程』に従い、関係会社の行なう重要な意思決定に際しては、当社主管部門・本社部門と協議、重要事項の報告などを義務づけるとともに、一定金額を超える財産処分行為他については、当社の取締役会、社長の事前承認を要求することで、グループ一体運営を図ることとする。

関係会社は事業を取り巻くリスクについて、『リスク管理規程』に従い、個別のリスク項目を抽出し、その抽出されたリスク項目に対して現状評価を行ない適切な予防保全策を立案する。

また、関係会社に対して、適宜取締役又は監査役を派遣し、関係会社の取締役会へ出席するとともに、関係会社の経営を管理・監督する。さらに法令等を遵守するための具体的な企業行動指針を定めた『企業倫理綱領』『行動基準』の制定、コンプライアンス委員会の設置、内部通報制度の整備を関係会社に対して求め、法令遵守体制を構築する。

ただし、上場会社については当社からの一定の経営の独立性を確保することが必要であることから、当社が関係会社経営者の独自の判断を拘束することのないように配慮をする。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、同取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の同取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助するため監査等委員会事務局を置く。また、事務局の使用人については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性の確保及び指示の実効性の確保を図るため、その人事異動及び人事評価等を監査等委員会と事前に協議する。

事務局の使用人は「監査等委員会監査等基準」に従い、監査等委員会の指示を受けて監査等委員会監査に係る補助業務等を行なう。なお、監査等委員会監査に係る補助業務等の遂行にあたっては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人はこれを妨げず、監査の実効性確保に協力する。

(8) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制、及び監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人は、監査等委員会に対して、法定事項に加え、定期的に職務の執行状況、重要な委員会等の報告を行なう。また、事業活動において発生した重要なリスクとその対応状況、財務報告の適正性を確保するための社内体制の整備・運用状況についても、都度報告する。

加えて、子会社の状況については、必要に応じて、その取締役、監査役、使用人から監査等委員会に対して報告を行なうとともに、監査等委員会事務局及び特定監査を含めた当社の内部監査部門は、監査等委員会に対してグループ全体のコンプライアンス、リスク管理等について適宜報告を行なう。

「内部通報システム」における内部通報者の不利益待遇の禁止と同様に、監査等委員会に報告を行なった者が不利な取扱いを受けないことを企業倫理綱領に定め、その周知徹底を図る。

(9) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行について、会社法に基づく費用の支払い等の請求をしたときは、当該請求が監査等委員会の職務の執行に必要なではないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。なお、監査等委員会は、職務上必要と認める費用について、毎年、あらかじめ一定額の予算を計上する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員会の「年度監査方針・計画」を取締役会等において説明を受ける他、監査等委員会と代表取締役社長との定期的会合、内部監査部門との連携など監査環境の整備を図る。

なお、経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の概要は添付のとおりです。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、『企業倫理綱領』に、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体とは一切関わらないことを掲げ、行動基準として、以下の項目を定めています。

- ・経営に携わる者は反社会的勢力を恐れることなく、率先して襟を正した行動をとること
- ・民事介入暴力に対しては、「恐れない」「金を出さない」「利用しない」を基本として、社員一人一人を孤立させず組織的に対応し、最大限、警察や法律家等の支援を得ていくこと

また、当社は社内の統括部署として、総務部に監理グループを置いております。監理グループは、反社会的勢力についての情報を一括管理し、社内では社員のトラブルの相談、解決に向けてのアドバイス等を行なうとともに、当社にて作成した「企業対象暴力対策マニュアル」を教材として定期的な研修等を実施しています。また、社外においては警察および暴力対策団体等から反社会的勢力関連の情報を入手、アドバイスを受けております。

さらに、当社では倫理相談室を設置し、社内での倫理問題の相談窓口として倫理問題の早期発見と未然防止に努めるほか、反社会的勢力の排除だけではなく、法令遵守にむけた社員の行動マニュアルなども定め、研修も実施しております。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 **更新**

なし

該当項目に関する補足説明 **更新**

### (1) 会社支配に関する基本方針

当社は、明治38年の創立から110年を超える歴史の中で、独自の事業領域を形成してまいりました。特に、当社の素材系事業や機械系事業は事業の裾野が非常に広く、これらの事業分野を構成する個別の事業の多様性を前提として初めて創出されるシナジーが存在いたします。また、これらの事業は、研究開発や生産現場で果敢な挑戦を続ける当社従業員をはじめ、当社との間で長年に亘り信頼関係を培ってきた輸送機やエネルギー・インフラ分野をはじめとする国内外の取引先ならびに顧客等の多様なステークホルダーによって支えられております。さらに、当社は、素材系事業における代替困難な素材や部材、機械系事業における省エネルギーや環境に配慮した製品等、当社独自の多彩な製品群を幅広い顧客に供給するとともに、電力事業においても極めて重要な社会的インフラである電力の供給という公共性の高いサービスを提供しており、社会的にも大きな責任を担っているものと考えております。当社は、こうした各事業間における技術の交流・融合によるシナジー効果や、独自・高付加価値製品の提供とこれにより構築されたステークホルダーとの信頼関係、社会的インフラ提供の責務と社会の皆様からの信頼こそが当社の企業価値の源泉であると考えております。

当社は、上場会社として、株式の自由な取引の中で、上記のような源泉から生み出される当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する形であれば、支配権の異動を伴う当社株券等に対する大規模な買付行為であっても、当然は認められるべきであると考えておりますが、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、このような当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させる上で必要不可欠な、当社の経営理念、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係等の当社の企業価値を生み出す源泉を十分に理解し、その結果として当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、当社は、当社株券等に対する大規模な買付行為を行ないまたは行なおうとする者に対しては、関連する法令の許容する範囲内において、適切な対応をとることにより、当社の企業価値および株主共同の利益の確保に努めなければならないと考えております。

### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

#### 1) 経営戦略の展開による企業価値向上への取組み

当社は、平成28年4月に「2016～2020年度グループ中期経営計画」を策定し、素材系事業・機械系事業・電力事業の3本柱による事業成長戦略を一層深化させ、盤石な事業体を確立させる新たな中長期経営ビジョン「KOBELCO VISION“G+”（ジープラス）」への取組みをスタートさせ、その実現に取り組んでおります。

輸送機の軽量化やエネルギー・インフラ等の中長期的に伸張する成長分野に経営資源を集中し、当社グループ独自の付加価値をさらに高め、競争優位性を発揮していくことで、事業を拡大・発展させるとともに、社会への貢献を目指してまいります。

#### 2) コーポレートガバナンス強化による企業価値向上への取組み

当社は、継続的に企業価値を向上させるためには、コーポレートガバナンスの強化が必要であると考えております。

当社は、監査等委員会設置会社への移行、取締役会メンバーの見直し、独立社外取締役の全員を構成員とし、経営陣の指名や報酬に対する客観的な意見の提供等を行なう場でもある独立社外取締役会議の新設等の様々な取組みを通じて、コーポレートガバナンス体制の強化を図ってまいりました。

今後も、当社は、独立社外取締役会議において出された意見や、事業年度ごとに各取締役に対して行なうアンケートおよびその結果に対する監査等委員会の評価に基づいて実施する取締役会実効性評価の結果等を踏まえながら、更なるコーポレートガバナンスの強化に向けて、継続的に検討を進めてまいります。

### (3) 基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の決定を支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株券等の大規模な買付行為を行ないまたは行なおうとする者に対しては、当社の企業価値および株主共同の利益を確保する観点から、関係する法令に従い、株主の皆様が大規模な買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示するとともに、株主の皆様の検討のために必要な時間と情報の確保に努めるものいたします。

また、仮に大規模な買付行為に対する速やかな対抗措置を講じなければ、当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されるおそれがあると合理的に判断されるときには、株主から経営を負託された当社取締役会の当然の責務として、関連する法令の許容する範囲内において、適宜、当該時点で最も適切と考えられる具体的な措置の内容を速やかに決定し、実行することにより、当社の企業価値および株主共同の利益の確保に努めてまいります。

なお、上記(2)および(3)に記載の取組みは、上記(1)に記載の方針に従い、当社の企業価値および株主共同の利益に沿うものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

当社は、会社情報の適時開示に係る業務を法務部の所管としており、同部の担当役員である取締役を「情報取扱責任者」とし、その管理のもとで、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示規則」という）」に基づき、会社情報の適時開示体制を整備しております。

当社は、事業運営における最適な経営システムとして、事業部門制度を敷いており、重要な会社情報について、各事業部門およびその所管する子会社に係る情報は、それぞれの事業部門の企画管理部門が一括管理するとともに、本社ならびに全社的な経営に係る事項については、本社部門の経営企画部が情報管理しております。

経営企画部および各企画管理部門では、それぞれの事項について、適時開示規則に基づいて開示が求められる会社情報であるかどうか事前に判断するとともに、適時開示に係る所管部署である法務部に対して、同案件の適時開示義務の有無についての確認と最終的な判断を求める体制を構築しております。

法務部では、同案件に関して情報取扱責任者への報告とともに適時開示の可否を決定し、各部門へフィードバックします。

法務部において適時開示が必要と判断した場合、「決定事実に関する情報」、「決算に関する情報」等については、本社および各事業部門の決裁がなされた時点において、また、「発生事実に関する情報」については、その発生を認識した時点において、法務部が速やかに開示手続き(TDnet)を行ないます。

上述の社内体制を適切に管理・運営するために、本社および各事業部門の企画管理部門に適時開示に係る情報管理責任者を設置するとともに、法務部において、適時開示に関するマニュアルを作成し開示基準の周知徹底を図るなど、適時適切な開示体制の確保に努めております。また、社内の意思決定機関へ上程を起案する部門に対して、上程書面等に適時開示の可否を記載することも、併せて義務付けております。尚、適時開示に係る社内体制については、全社的な業務執行に関する監査を担当する監査部がその適切性や有効性を定期的に検証し、必要に応じて問題点の改善・是正について提言を行なう体制を整えております。

適時開示に係る会社情報の社内管理体制の概要は、添付の通りです。

